

「様式 6 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等における政府備蓄米交付売買契約等指示書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 5 の (1) に基づき、要領第 7 の 2 の (3) の有償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、売買契約の締結及び米穀の引渡しが無滞りに実施されるよう手続き等の準備をされたい。

記

- 1 交付決定者
- 2 交付決定数量（有償交付）

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し及び売買契約に必要な事項を指示する。

なお、売買契約書の様式は任意のものとし、売買契約に必要な約定は別紙内容を含むものとする。

(別紙)

受託事業体と交付決定者との間で締結する政府備蓄米の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体(以下「甲」という。)が交付決定者(以下「乙」という。)に売り渡す政府備蓄米の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 ○○○○
- 二 用途 (学校給食用又は保育所給食用。)
- 三 数量 ○○○○kg
- 四 単価 ○○○○円/トン
- 五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、令和○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府備蓄米を、前条第1項第2号の用途に使用しなければならない。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第3条 甲が引き渡した政府備蓄米について、当該米穀を引き渡した後学校給食用(保育所給食)に使用する前に隠れた契約の内容に適合しない現品が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)の同意を得て、契約の内容に適合しない政府備蓄米と同等の政府備蓄米を乙に引き渡すことができる。この場合、乙は、契約の内容に適合しない政府備蓄米を甲に返還する。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府備蓄米の売買契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長の同意を得て、政府備蓄米の売買契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が、第1条第1項第2号の用途以外の用途に供したとき。
- 二 乙が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除し、又は、契約が解除された場合、当該契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府備蓄米を甲に返還する。

(違約金)

第5条 乙は、第2条の規定に違反したことが明らかになったときは、違反に係る政府備蓄米を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府備蓄米であって乙が転売等した数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

なお、当該違反に係る損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

2 乙は、前条第2項第2号により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第6条 甲は、乙が締結した他の政府備蓄米の売買契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第1項により本契約を解除した場合、本契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第1項により本契約が解除された場合、本契約に係る政府備蓄米を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第7条 乙は、第5条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(引渡現品の管理)

第8条 乙は、甲から引渡しを受けた政府備蓄米については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(責任の免除)

第9条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府備蓄米

の引渡しが遅延又は不能となった場合

二 売買契約の全部又は一部を解除した場合

三 引き渡した政府備蓄米に契約の内容に適合しない場合であって、契約の内容に適合しない発生の原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第 10 条 乙は、政府備蓄米の受払及び加工状況について、甲が別途定める様式の台帳を整備する。

(調査、報告)

第 11 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲の求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の加工先との委託契約その他の加工委託等の関係が明らかになる書類を甲に提出する。

「様式 7 - 1 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡指示
書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 8 の 1 の(1)に基づき、要領第 7 の 2 の(3)の無償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、米穀の引渡しが無滞りに実施されるよう手続等の準備をされたい。

記

- 1 交付決定者
- 2 交付決定数量（無償交付）

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長に指示する場合は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付）に必要な事項を指示する。

受託事業体 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡申出書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第8の1の(2)（第8の2の(1)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

1 引渡申出数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 申出者（食事提供団体又は食材提供団体の長に限る。）は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

2 引渡希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 引渡場所

(注1) 交付決定書に記載した倉庫業者等を記入する。

(注2) 申出者（食事提供団体の長に限る。）は、引渡しの方法が運送による場合は、食事提供団体政府備蓄米使用計画書（様式2号-別紙4-①）の1の③（配送先住所）を記載すること。

(注3) 申出者（食材提供団体の長に限る。）は、引渡しの方法が運送による場合は、食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式2号-別紙4-②）の1の③（配送先住所）を記載すること。

「様式 7 - 3 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

受託事業体

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡申請書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (3)（第 8 の 2 の (2)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

1 交付決定者

2 引渡申請数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長への引渡しにあつては、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

3 引渡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 引渡場所

(注 1) 交付決定者が提出する引渡申出書に記載された倉庫業者等を記入する。

(注 2) 申出者（食事提供団体の長に限る。）への引渡しの方法が運送による場合にあつては、食事提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－①）の 1 の ③（配送先住所）を記載すること。

(注 3) 申出者（食材提供団体の長に限る。）への引渡しの方法が運送による場合にあつては、食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－②）の 1 の ③（配送先住所）を記載すること。

「様式 7 - 4 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡決定
通知書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (3)（第 8 の 2 の (2)）の規定に基づき、令和〇年〇月〇日に貴殿より引渡しの申請があった無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを下記のとおり、決定する。

記

1 交付決定者

2 引渡決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長への引渡しにあつては、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

3 引渡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 引渡場所

「様式 8 - 1」号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
(無償交付学校等給食用)

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた下記 1 に記載の学校等については、別紙のとおり当該年度における米飯給食実施回数が前年度より増加した（又は増加しなかった）こと、交付申請数量が増加させた米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であった（又は以下でなかった）ことを報告します。

また、下記 2 に記載の学校等については、別紙のとおり前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が、前回の交付年度より増加した（又は増加しなかった）ことを報告します。

さらに、下記 3 に記載の学校等については、別紙のとおり交付米穀の全量を学校等給食用に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

(別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量等を記載した資料を添付する。)

記

1 学校等名

2 学校等名

3 学校等名

(1, 2 と同じ場合は、1, 2 と同じと記載する。)

「様式 8 - 2 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
（無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用）

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた学校等が、別紙のとおり交付米穀の全量を調理実習等学習教材用及び試食会用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

（別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量、使用用途等を記載した資料を添付する。）

「様式 8 - 3 号 - ①」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食事提供団体の長

食事提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食事提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事提供団体における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 写真 (①食事又は弁当を対面で提供していること、②食育に取り組んでいることが分かるもの。)
- 3 開催案内 (チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの)
- 4 食育に用いた資料 (使用した代表的なもの)

(別添)

月別使用報告書(食事提供団体)

団体名 (地域名:) 交付数量 玄米・精米 kg 令和 年 月 日 交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供方法 (食事提供又は弁当配布)													
参加したこどもの人数(人) (延べ人数)													
食事提供回数(回)													
政府備蓄米使用数量(kg)													
今回交付を受けた政府備蓄米のうち、未使用数量(kg)													

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の玄米・精米の別、政府備蓄米の交付数量(kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

(注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、()を付して活動する地域名等を記載してください。

(注3) 表中の提供方法の欄については、こども食堂等において食事を提供した場合は「食事提供」と、こども食堂等にこどもを集めることができず、お弁当の配付に切り替えた場合は「弁当配布」と記入してください。

(注4) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は報告が完了するまで保存してください。

「様式 8 - 3 号 - ②」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食材提供団体の長

食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食材提供団体における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 写真（政府備蓄米を、①小分けにしている作業の様子、②小分けにしたものを配付していること、③他の食材とセットで配付していること、④食育に取り組んでいることが分かるもの。なお、弁当を配付した場合は、弁当を配付していることが分かるもの。）
- 3 開催案内（チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの）
- 4 食育に用いた資料（使用した代表的なもの）

(別添)

月別使用報告書(食材提供団体)

団体名 _____ (地域名: _____) 交付数量 玄米・精米 _____ kg 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
配布したこどもの人数(人) (延べ人数)													
食材配付回数(回)													
政府備蓄米使用数量(kg)													
政府備蓄米を使用した弁当の 配布の有無	有・無												
今回交付を受けた政府備蓄米 のうち、未使用数量(kg)													

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の玄米・精米の別、政府備蓄米の交付数量(kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

(注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、() を付けて活動する地域名等を記載してください。

(注3) 表中の食材配付回数の欄については、実際に子育て家庭に食材を配付した回数を記入してください。

(注4) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は報告が完了するまで保存してください。

「様式 8 - 4 号」

番 号

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書（有償交付用）

令和〇〇年度において学校等給食用米粉パン等用として有償交付を受けた下記に記載の学校等が、交付米穀の全量を学校等給食用米粉パン等に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

（学校等名を記載する。）

「様式 8 - 5 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用報告
書（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合
食料局長通知）第 13 の 1 の規定に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受
けた政府備蓄米の交付について、下記のとおり使用しなかったことを報告します。

記

学校等名、食事提供団体名、食材提供団体名（ ）

※活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、（ ）
内に活動する地域名等を記載してください。

- 1 実施計画が実施できなくなった理由
- 2 全交付数量
- 3 未使用交付数量
- 4 未使用交付米穀の使用計画

「様式 8 - 6 号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿

又は

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇市（区町村）長 殿

〇〇国立大学法人の長 殿

〇〇学校法人等の長 殿

食事提供団体の長 殿

食材提供団体の長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾
承認書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より未使用等報告のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるのでこれを承認し、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 7 の 1 の規定に基づく交付申請の内容のとおり実施したものとみなします。

また、未使用交付米穀の使用についても、適正な使用と見込まれるので、当該米穀の返納は要しないものとします。

別紙 1

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請に係る確認基準

1 確認の方法

確認項目ごとに、農産局長及び地方農政局長等が行う。

2 確認項目

(1) 無償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②用途及び申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ④食事提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑤食材提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑥政府備蓄米の交付を受けた学校等、食事提供団体、食材提供団体から、農産局長に使用報告書の提出がなされていること

(2) 有償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること

(3) 変更又は辞退の申請

- ①変更又は辞退の事情が適正であること
- ②変更又は辞退の数量根拠が適正であること

3 農産局長への提出

本要領に基づき提出する。

別紙 2

政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて

- 1 農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認調査以外には使用しません。
- 2 農林水産省は、農林水産省に代わり当該事業の提出書類の確認業務及び使用確認調査等を行うため、第三者機関に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。